

# 社会保険制度について

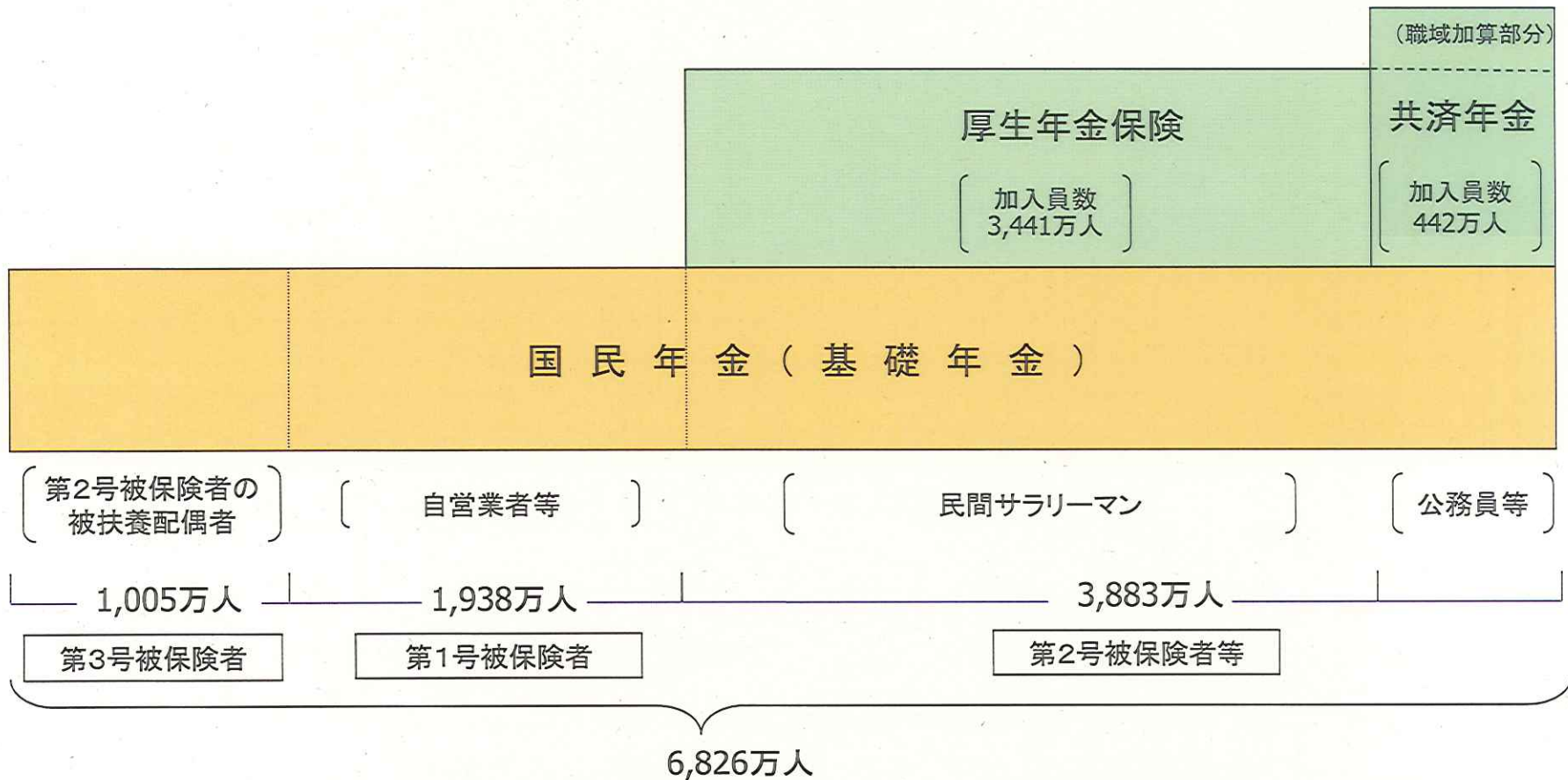
## (厚生年金保険・健康保険)

平成24年6月27日  
厚生労働省年金局

# 年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

（数値は平成22年度末）



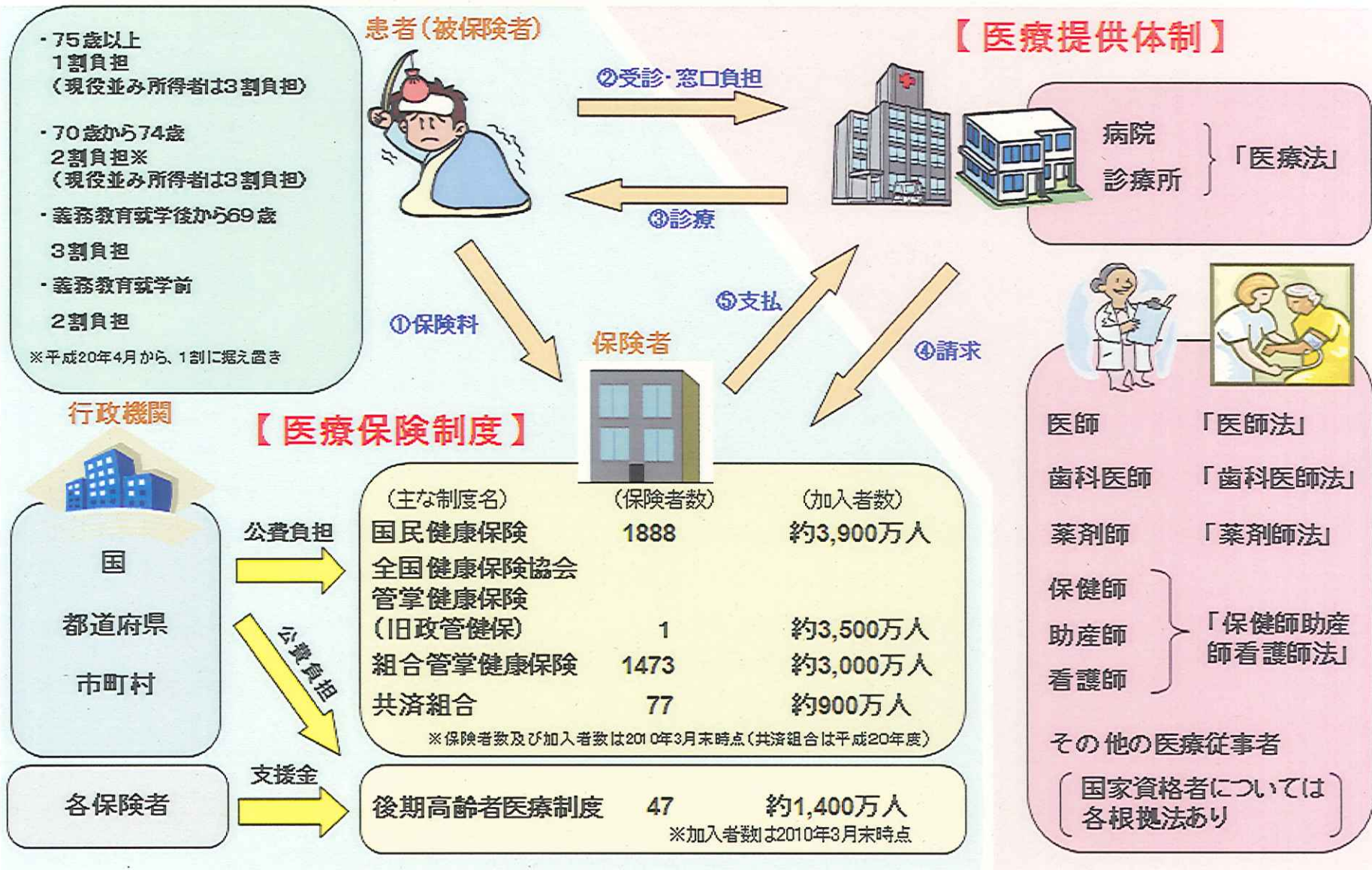
※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。）。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間サラリーマン、公務員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成24年4月現在 月14,980円</li> <li>・ 平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定</li> </ul> </li> <li>※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年9月現在 16.412%</li> <li>・ 平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定</li> </ul> </li> <li>○ 労使折半で保険料を負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被保険者本人は負担を要しない</li> <li>○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担</li> </ul>

#### 基本データ

- 被保険者数 (公的年金制度全体) 6,826万人(平成22年度末)
- 受給権者数 (公的年金制度全体) 3,796万人(平成22年度末)
- 国民年金保険料 14,980円(平成24年度)
- ※ 保険料納付率: 59.3%(平成22年度)
- 厚生年金保険料率 16.412%(平成23年9月分～平成24年8月分)
- 年金額
  - 老齢基礎年金 月65,541円(平成24年度)
  - ※平均額: 月5.5万円(平成22年度)
  - 老齢厚生年金 月230,940円(平成24年度・夫婦2人分の標準的な額)
  - ※1人あたり平均額: 月16.2万円(基礎年金を含む)(平成22年度)

# 我が国の医療制度の概要



## 厚生年金保険・健康保険の適用事業所について

○ 厚生年金保険・健康保険（以下「厚生年金保険等」という。）では、事業所を単位に適用されます。厚生年金保険等の適用を受ける事業所を適用事業所といい、法律によって加入が義務づけられている事業所を「強制適用事業所」といいます。

### ★ 強制適用事業所

強制適用事業所とは、次の①または②に該当する事業所で、事業主や従業員の意思に関わらず、法律により厚生年金保険等への加入が義務づけられています。

#### ① 次の事業を行い、常時5人以上の従業員を使用する事業所

製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒介斡旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業（以上16事業態）

#### ※ 強制適用ではない主な事業態

第1次産業（農業・林業等）、サービス業（飲食店・理容理髪等）、法務（弁護士、会計士等）、宗務（神社・寺院等）

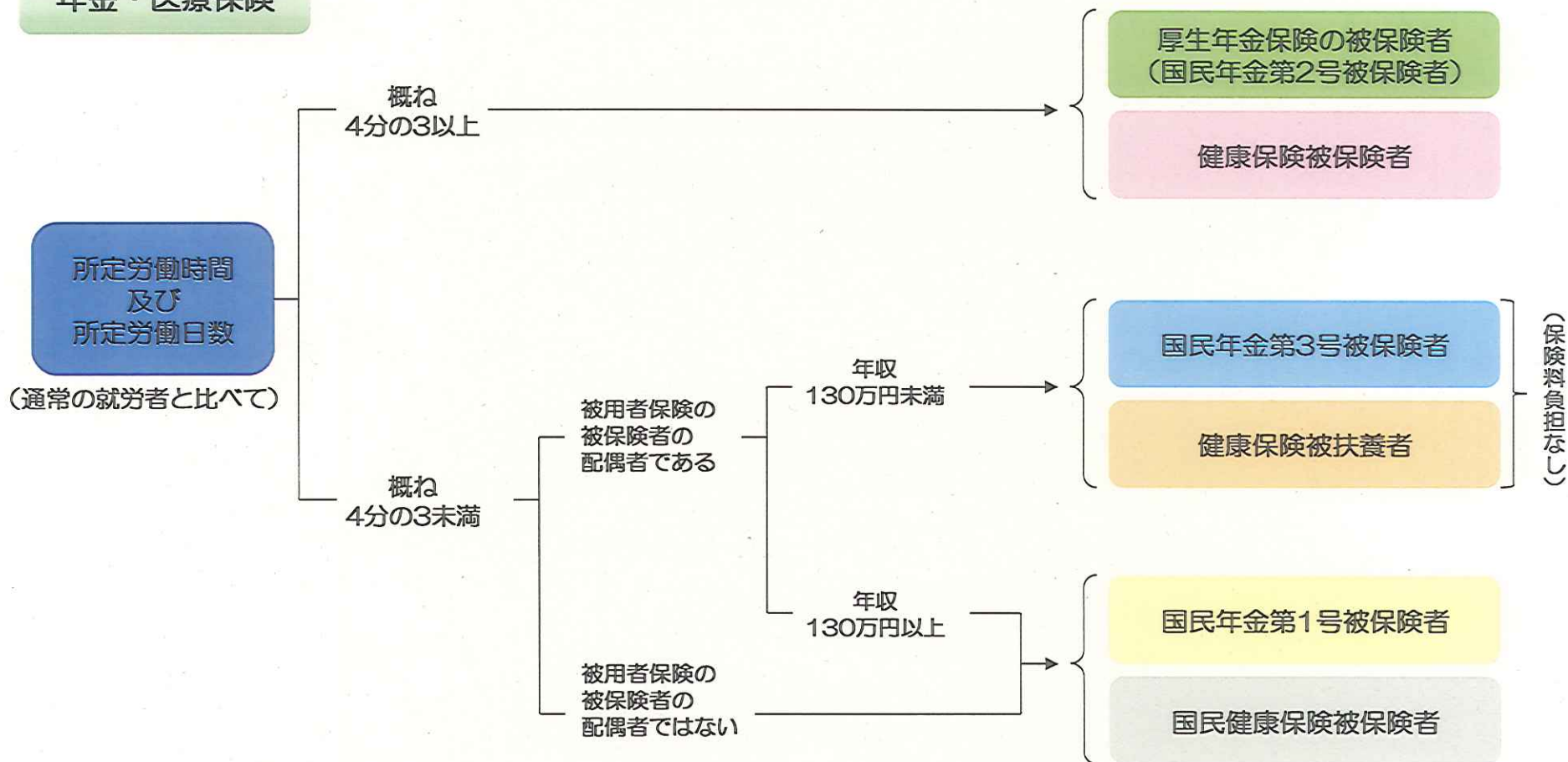
#### ② 常時従業員を使用する国・地方公共団体又は法人の事業所

◆ 厚生年金保険等では、採用及び退職した被保険者の氏名や報酬を事業主が年金事務所に届け出る必要があるため、法人単位ではなく、人事・労務管理を実際に行っている事業所を単位に適用しています。

なお、人事・労務管理を本社で集中して行っている企業であれば、法人全体を一括して1つの適用事業所としている場合もあります（一括適用事業所）。

# 社会保険の適用基準（短時間労働者の適用範囲）

## 年金・医療保険



(注) 下記のいずれかに該当する者は、年金：国民年金、医療保険：日雇特例被保険者(※)となる。

- ①臨時に日々雇用される人で1か月を超えない人
- ②臨時に2か月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない人
- ③季節的業務に4か月を超えない期間使用される予定の人
- ④臨時的事業の事業所に6か月を超えない期間使用される予定の人

※引き続く2月間に通算して26日以上使用される見込みがないことが明らかであるとき等を除く(大臣承認)

# 国民健康保険組合について

## 1. 国民健康保険組合の位置づけ

### ○性 格

国民健康保険組合(以下「組合」という。)は、同種の事業又は業務に従事する者で、当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である(法第13・14条)。

組合員とその世帯に属する者※を被保険者とする(法第19条)。 ※被用者保険の被保険者等を除く。

### ○設立認可

組合設立の認可は、組合の主たる事務所の所在地の都道府県知事が行う(法第17条)。

なお、国民皆保険実現(昭和36年度)以後は、組合の新規設立は原則として認められていないが、以下については、例外的に認可。

- ① 昭和45年 大工、左官等のいわゆる一人親方については、日雇労働者健康保険が擬制的に適用されていたが、これが廃止されることに伴い、建設関係の33国保組合の新設が認められた。
- ② 昭和49年 沖縄の返還に伴い、沖縄県医師国保組合の新設が認められた。

(参考) 組合数及び被保険者数(平成22年度末現在)

	業種	組合数	被保険者数
1	医師	47組合	32万人
2	歯科医師	27組合	28万人
3	薬剤師	18組合	5万人
4	建設関係	32組合	176万人
5	一般業種(全国土木国保組合を含む)	41組合	86万人
	計	165組合	328万人

注1. 組合数は、平成22年度末で1組合が解散したため、平成23年度以降は164組合となっている。

注2. 被保険者数は、業種区分毎に四捨五入している。

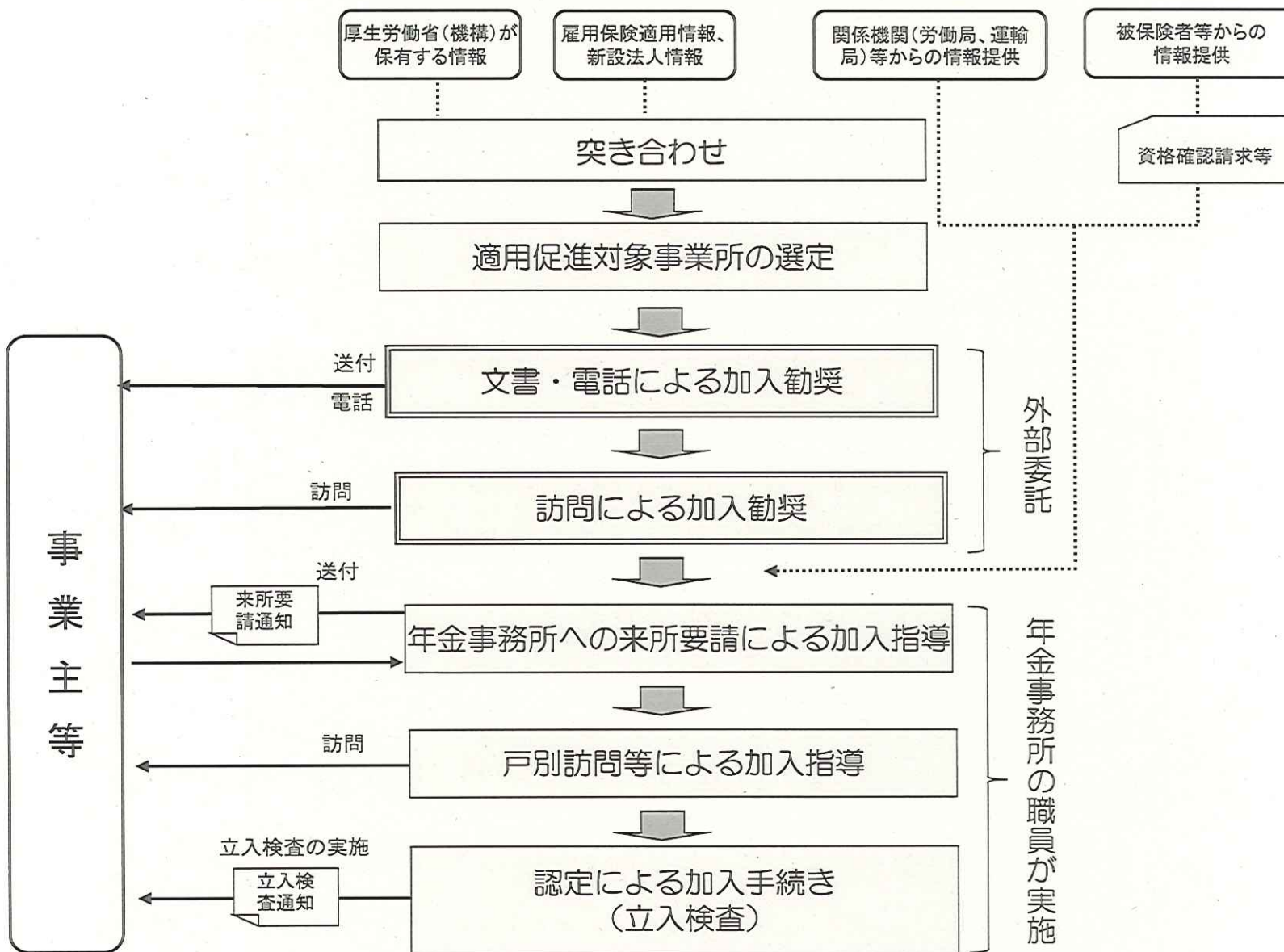
## 2. 組合員の資格要件

- (1) 同種の事業又は業務に従事する者
- (2) 当該組合の地区内に住所を有する者
- (3) 組合に使用される者
- (4) 健康保険の適用除外承認を受けた者
  - ① 本来、健康保険の適用事業所に使用される者であっても、健康保険法第3条第1項第8号の規定に基づき、適用除外承認を受けた者は、組合の被保険者となることができる。
  - ② この制度は、組合の被保険者が事業所の法人化等により健康保険の適用要件を満たすことになっても、当該国保組合の事業運営上、加入を継続することが必要と認められる者もいるので、年金事務所の承認を受け、健康保険の適用を除外し、組合の被保険者を続ける途を開いたもの。
  - ③ 適用除外が認められる者は、国民健康保険事業の運営上必要とされる者に限られる。



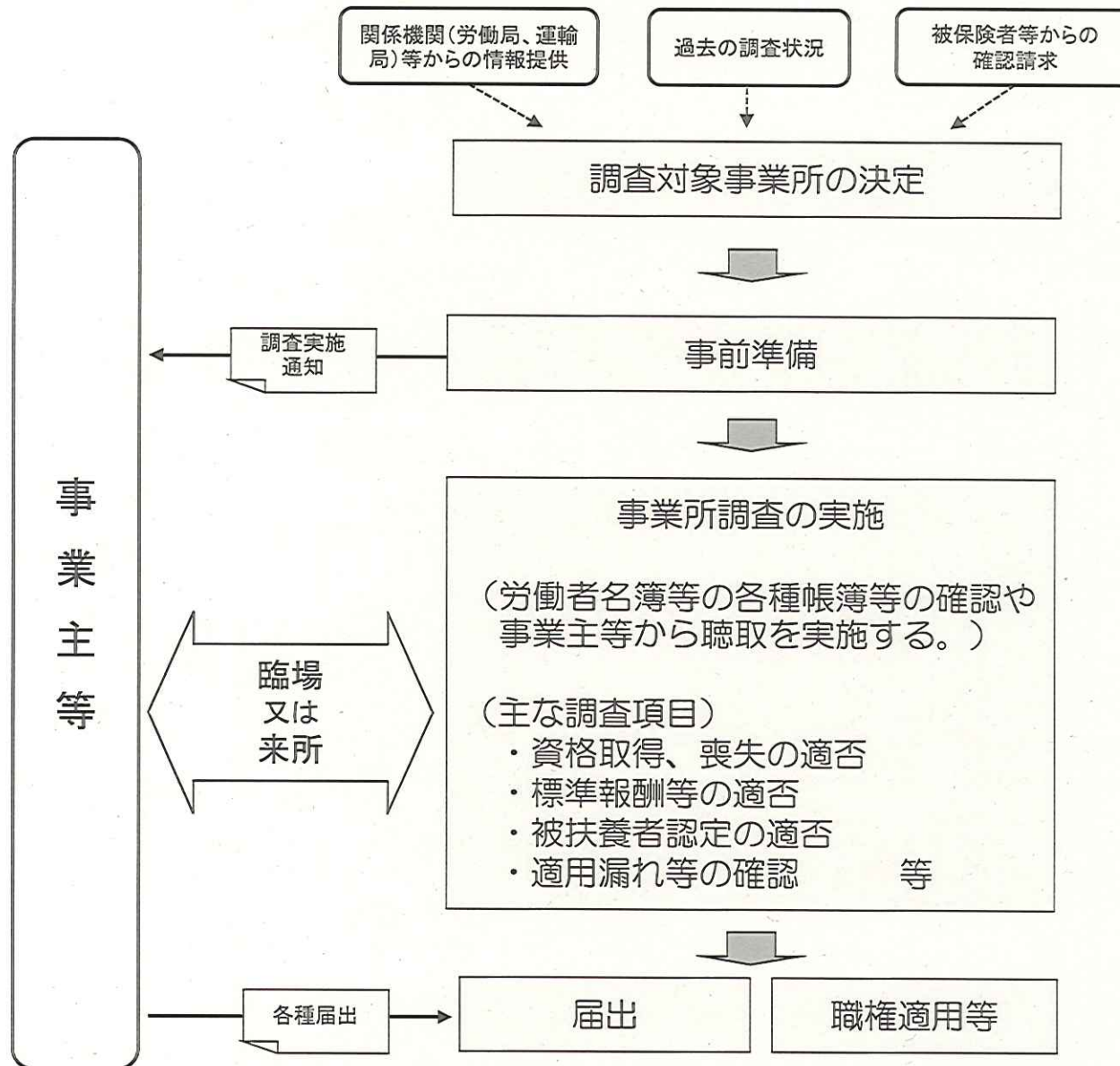
# ○ 厚生年金・健康保険の適用業務

## 厚生年金・健康保険の適用促進業務のフロー



# ○ 厚生年金・健康保険の適用業務

## 厚生年金・健康保険の事業所調査のフロー



## ○ 厚生年金・健康保険の適用状況

### 適用対策の実施状況の推移

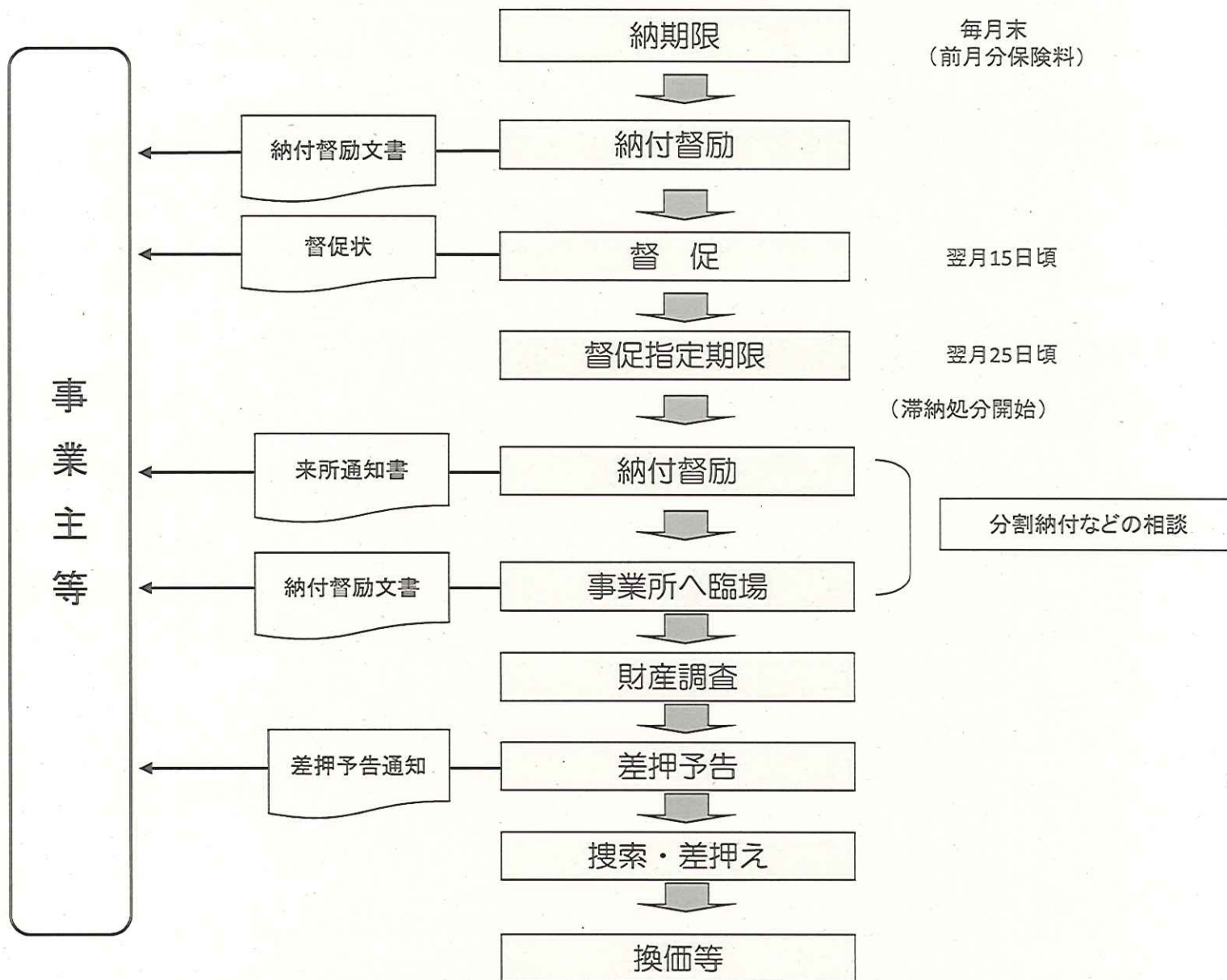
		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
適用事業所数（年度末現在）		事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578
被保険者数（年度末現在）		人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013
未適用事業所数（年度末現在）		事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935
適用対策	外部委託による文書・電話 勧奨事業所数	事業所	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741
	外部委託による訪問加入勧 奨事業所数	事業所	43,755	36,480	24,198	18,953	65,957
	来所要請による重点加入指 導実施事業所数	事業所	8,657	1,030	595	1,575	2,894
	戸別訪問による重点加入指 導実施事業所数	事業所	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556
適用対策を講じた結果、適用し た事業所数		事業所	10,883	6,199	3,381	2,567	4,808
上記の内、認定による加入手 続事業所数		事業所	87	73	21	34	71
事業所調査事業所数		事業所	460,916	206,652	45,933	47,402	157,477

(参考) 平成23年4月～平成24年3月の実施状況（速報値であり、今後、数値の修正がありえる。）

- ・来所要請による重点加入指導 1,424事業所
- ・認定による加入手続 165事業所
- ・戸別訪問による重点加入指導 20,736事業所
- ・事業所調査 437,325事業所

# ○ 厚生年金・健康保険の保険料収納業務

## 厚生年金保険料収納業務（滞納処分含む）のフロー



## ○ 厚生年金・健康保険の保険料収納状況

### 保険料収納率等の推移

		単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保険料決定額 (過年度分を含む)①	厚生年金保険	億円	212,612	222,672	230,627	226,932	232,430
	協会管掌健康保険	億円	67,752	69,251	68,052	65,480	74,985
	船員保険	億円	670	659	655	596	387
保険料収納額 (過年度分を含む)②	厚生年金保険	億円	209,834	219,690	226,905	222,409	227,253
	協会管掌健康保険	億円	66,403	67,759	66,181	63,194	72,243
	船員保険	億円	621	615	611	551	344
不納欠損額③	厚生年金保険	億円	259	206	157	228	407
	協会管掌健康保険	億円	122	102	80	117	201
	船員保険	億円	6	3	3	4	5
収納未済額 ①-②-③	厚生年金保険	億円	2,519	2,776	3,565	4,295	4,770
	協会管掌健康保険	億円	1,227	1,390	1,791	2,169	2,541
	船員保険	億円	43	41	41	41	38
保険料収納率 ②/①	厚生年金保険	%	98.7	98.7	98.4	98.0 (97.9)	97.8
	協会管掌健康保険	%	98.0	97.8	97.2	96.5 (96.5)	96.3
	船員保険	%	92.6	93.3	93.3	92.4 (89.1)	88.9
滞納事業所数		事業所	108,070	123,655	147,171	162,423	162,461
差押え事業所数		事業所	15,613	12,879	10,483	8,250	13,707
口座振替実施率	厚生年金保険	%	84.0	83.5	81.9	81.2	81.6
	協会管掌健康保険	%	85.5	84.6	82.8	81.5	82.1
	船員保険	%	56.4	56.1	55.6	52.1	68.4

(注) 22年度の収納率( )書きは、納期限が延長された被災5県の2月分保険料を除いた収納率を計上しています。

(参考) 平成24年3月末の実施状況(速報値であり、今後、数値の修正がありえる。)

・保険料収納率 厚生年金保険料 97.7% 健康保険料 96.1% 船員保険料 89.4%

・滞納事業所数 186,805事業所

・差押事業所数 17,798事業所

※平成23年度の保険料収納率は、平成24年4月末をもって確定する。

## 公的年金の給付

### 1. 老齢基礎年金・老齢厚生年金(高齢になったとき)

老齢基礎年金の支給要件	<p>①受給資格期間 保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上あること。 (ただし、年金額には反映されないが、受給資格期間には算入される合算対象期間があります。)</p> <p>②支給開始年齢 65歳。(ただし、60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することができます。)</p>
老齢厚生年金の支給要件	<p>①受給資格期間 老齢基礎年金と同じ。(老齢基礎年金の受給資格を満たしていれば、厚生年金に1ヶ月でも加入していれば受給できます。ただし、60歳前半の老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金に1年以上加入していることが必要です。)</p> <p>②支給開始年齢 60歳前半の老齢厚生年金…60歳。(法律改正により、段階的に引上げ) 老齢厚生年金…65歳。ただし、60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することができます。</p>

### 2. 障害基礎年金・障害厚生年金(けがや病気により障害の状態になったとき)

障害基礎年金の支給要件	<p>①保険料納付要件 ア)初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。 イ)初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと(=直近1年要件の特例)。</p> <p>②初診日において、被保険者であるか又は被保険者であった人であって60歳以上65歳未満の国内居住者であること</p> <p>③障害の状態 障害認定日において、障害の程度が1級又は2級に該当すること。 (ただし、障害認定日に1級又は2級に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級又は2級に該当した時は、請求により障害基礎年金を受給できます。)</p>
障害厚生年金の支給要件	<p>①保険料納付要件 障害基礎年金と同じ。</p> <p>②初診日において被保険者であること</p> <p>③障害の状態 障害認定日において、障害の程度が1級～3級に該当すること。</p>

### 3. 遺族基礎年金・遺族厚生年金(亡くなったとき)

<p>遺族基礎年金 の支給要件</p>	<p>①短期要件又は長期要件に該当すること ア)短期要件 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であったことがある60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき。 イ)長期要件 老齢基礎年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上であること。ただし、障害基礎年金と同様の直近1年要件の特例あり。</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給されます。 ①子のある妻 ②子</p>
<p>遺族厚生年金 の支給要件</p>	<p>①短期要件又は長期要件に該当すること ア)短期要件 ①被保険者が死亡したとき。 ②被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき。 ③1級又は2級の障害厚生年金受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。 イ)長期要件 老齢厚生年金の受給権者又は受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件 短期要件の①・②の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要。</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた、次の人に支給されます。 ①遺族基礎年金の対象となる遺族 ②子のない妻 ③55歳以上の夫・父母・祖父母(60歳から支給) ④孫(遺族基礎年金の支給対象となる子と同様の年齢要件あり)</p>

## 健康保険の給付

病気やけがで病院にかかったとき	<b>療養の給付</b>  保険証を病院の窓口へ提出して給付（治療）を受けます	病院にかかったときの医療費の自己負担割合 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">小学校入学前</td> <td style="width: 50%;">2割（保険給付8割）</td> </tr> <tr> <td>小学校入学後～70歳未満</td> <td>3割（保険給付7割）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">70歳以上</td> <td>一般</td> <td>2割（保険給付8割）※</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>3割（保険給付7割）</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">※25年3月31日までは自己負担が1割となっています。</p>	小学校入学前	2割（保険給付8割）	小学校入学後～70歳未満	3割（保険給付7割）	70歳以上	一般	2割（保険給付8割）※	現役並み所得者	3割（保険給付7割）													
小学校入学前	2割（保険給付8割）																							
小学校入学後～70歳未満	3割（保険給付7割）																							
70歳以上	一般	2割（保険給付8割）※																						
	現役並み所得者	3割（保険給付7割）																						
医療費が高額になったとき	<b>高額療養費</b>  1ヶ月の医療費の自己負担額が右の表の自己負担限度額を超えた場合は、超えた額の払い戻しを行います  ※限度額適用認定証をあらかじめ用意しておき、病院の窓口で保険証といっしょに提出することで、はじめから病院の窓口での自己負担額を軽減することができます	70歳未満の方の自己負担限度額 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">所得区分</th> <th style="width: 70%;">世帯単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位所得者</td> <td>150,000円 + { (医療費 - 500,000円) × 1% }</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>80,100円 + { (医療費 - 267,000円) × 1% }</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※上位所得者：標準報酬月額53万円以上の者 低所得者：住民税非課税世帯</p> <p>70歳以上の方の自己負担限度額</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">所得区分</th> <th style="width: 35%;">個人単位（外来）</th> <th style="width: 35%;">世帯単位（外来＋入院）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円 + { (医療費 - 267,000円) × 1% }</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※現役並み所得者：標準報酬月額28万円以上の者 低所得者Ⅱ：住民税非課税世帯 低所得者Ⅰ：住民税非課税世帯かつ年金収入80万円以下等</p>	所得区分	世帯単位	上位所得者	150,000円 + { (医療費 - 500,000円) × 1% }	一般	80,100円 + { (医療費 - 267,000円) × 1% }	低所得者	35,400円	所得区分	個人単位（外来）	世帯単位（外来＋入院）	現役並み所得者	44,400円	80,100円 + { (医療費 - 267,000円) × 1% }	一般	12,000円	44,400円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ	15,000円
所得区分	世帯単位																							
上位所得者	150,000円 + { (医療費 - 500,000円) × 1% }																							
一般	80,100円 + { (医療費 - 267,000円) × 1% }																							
低所得者	35,400円																							
所得区分	個人単位（外来）	世帯単位（外来＋入院）																						
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + { (医療費 - 267,000円) × 1% }																						
一般	12,000円	44,400円																						
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																						
低所得者Ⅰ		15,000円																						



病気やけがで仕事を休み、給料が出ないとき	傷病手当金	休業1日につき、標準報酬日額（給料の約1日分）の3分の2に相当する額を、休業4日目から支給します。（最大1年6ヶ月支給）
出産のため仕事を休み、給料が出ないとき	出産手当金	休業1日につき、標準報酬日額（給料の約1日分）の3分の2に相当する額を、支給します。（出産の日以前42日から、出産後56日までの範囲内で支給）
出産したとき	出産育児一時金	出産した場合に、420,000円（1児あたり）を支給します。（直接支払制度などを利用することで、病院の窓口での出産費用の負担を軽減することもできます。）
死亡したとき	埋葬料	死亡した場合に、50,000円が支給されます。

※1 このほかに、入院時食事療養費（入院したときに食事を提供）、移送費（必要な治療を受けるために病院へ搬送されたときの費用を払い戻し）などの保険給付もあります。

※2 健康保険の給付は、扶養家族の方々が病院にかかったりした場合も受けられますが、傷病手当金と出産手当金は、被保険者の方のみの給付となります。

# 年金制度が改正されます!

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金確保支援法)が平成23年8月10日に公布されました。

## 国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ 平成24年10月から3年間に限り

### ● 納付可能期間を10年間に延長します

- 現在、未払いの国民年金保険料を遡って納められるのは過去2年分までですが、平成24年10月1日から**3年間に限り、過去10年分まで遡って納められる**ようになります。

(注) 老齢基礎年金を受給している方などは対象となりません。

- **3年度以上遡って保険料を納付する際は、加算金がかかります。**

毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌月末日までと定められています。納期限までに納めない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますので、滞納のないようお願いします。

### 平成23年8月10日より

- 第3号被保険者が「届出忘れにより受け取れなかった年金」を受給できる場合があります

- 第3号被保険者とされていた人に新たな年金記録が見つかり、必要な届出がされていないために受け取れなかった老齢基礎年金、障害基礎年金などが受給できるようになる場合があります。

※ 例えば、第3号被保険者(専業主婦・主夫)であった人が、一時期厚生年金に加入していて、その後第3号被保険者に戻ったときに届出をしていなかったことが判明した場合などが該当します。



#### 詳しい内容が知りたい!

- お近くの「年金事務所」へ、お越しください。

- お電話による相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165 または 03-6700-1165 (IP電話・PHS用電話)

※受付時間: 月~金曜日 8:30~17:15 月曜日(休日明けの初日) 8:30~19:00 第2土曜日 9:30~16:00



#### 過去に国民年金の未納があるかどうか知りたい!

- 「ねんきんネット」をご利用ください。 [ねんきんネット](#) | [検索](#)

「ねんきんネット」の利用方法に関するお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

0570-058-555 または 03-6700-1144 (IP電話・PHS用電話)

※ 受付時間: 月~金曜日 9:00~20:00 第2土曜日 9:00~17:00